

既報

存見

左記

10.23

季負數名ハ事業主側有カ者ヨリ歴
 訪シ其苦痛ヲ述ヘ只管懇願同情
 ヲホムル所アリタリ
 三既報ノ如ク事業主側全業組合ハ昨
 二十二日午後市内北區中之島中央
 公會(中集會室)ニ於テ本件對策
 = 付總會ヲ開催協議ヲ遂ケタル上
 直ニ交渉委員三原市藏外四名
 ハ別室ニ於テ職ニ側支禪ニ組合代表
 者上田吉三郎植田増吉外五名ト會
 見シ折衝ノ結果左記ノ如ク妥協成
 立茲ニ解決ヲ告グルニ至レリ
 右妥協成立ト共ニ職ニハ本ニ十三日
 ヨリ就業スルコト、ナレルモ友禪
 ニ組合ヨリ之カ通知ハ到ル迄ハ尙就
 業ニ難シト為シ居レルモノニ付全部
 ノ就業ヲ見ルハ明二十四日トナルハ

モノト思料セララル

左記 妥協 案

解決案

- 一 罷業中ハ補助金ヲ支給セサルコト
- 二 債銀ハ十月十五日迄一割五分値下
ケ其後ハ二割五分(前段一割)値下ケス
ルコト
- 三 本協定後ニ於テ休業スル場合ノ補助
金ハ前例(一人前ノ職人一日付七十五
給スルコト)ニ依リ支給スルコト
- 但シ十二月二十五日以後ハ之ヲ支給セ
サルモノトス
- 四 罷業前ニ休業シタルモノハ補助金ハ
前例(金額)ニ依リ支給スルコト

右及申(通)報候也

以上